年　　月　　日

　川南町長　　　　　　　様

住　　所　川南町大字

氏　　名　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　電話番号

川南町県外からの移住者支援助成金交付申請書兼請求書

　川南町県外からの移住者支援助成金交付要綱第５条の規定により、必要書類を添えて川南町県外からの移住者支援助成金の交付を申請します。

なお、本申請に当たり、裏面助成金交付に係る誓約書兼同意書及び川南町県外からの移住者支援助成金特記事項に同意し、審査の結果、交付決定を受けたときは、以下の金額を請求します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １従前の居住地 |  | | | | | | | | | | |
| ２転入年月日 | 年　　　月　　　日 | | | | | | | | | | |
| ３住居の別 | 実家・公営住宅・持家・賃貸住宅・その他（　　　　　　　） | | | | | | | | | | |
| ４世帯員 | 続柄 | 氏　　　　名 | | | 生年月日（年齢） | | | | | | |
| 申請者 | 姓 | 名 | | 年　月　日（　　歳） | | | | | | |
|  | 姓 | 名 | | 年　月　日（　　歳） | | | | | | |
|  | 姓 | 名 | | 年　月　日（　　歳） | | | | | | |
|  | 姓 | 名 | | 年　月　日（　　歳） | | | | | | |
| ５申請額 | 県外からの移住者支援助成金 | | | 円 | | | | | | | |
| 住宅取得及び賃貸住宅居住加算 | | | 円 | | | | | | | |
| 合　計 | | | 円 | | | | | | | |
| ６ 振 込 先　　※住宅取得及び賃貸住宅居住加算の対象者のみ、振込先を記入してください。 | | | | | | | | | | | |
| 金融機関名 |  | | 支店名 |  | | | | | | | |
| 預金種類 | 普通　・　当座 | | 口座番号 |  | |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  | | | | | | | | | | |
| 口座名義 |  | | | | | | | | | | |

　備考

住宅取得及び賃貸住宅居住加算の申請者にあっては、建築請負契約書又は売買契約書若しくは賃貸借契約書の写しを添付すること。

助成金交付に係る誓約書兼同意書

　私は、次に掲げる者に該当しないことを誓うとともに、そのことを確認するために町が警察機関に照会することについて同意します。

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２

条第６号に規定する暴力団員

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力

団又は前号に規定する暴力団員と密着な関係を有する者

川南町県外からの移住者支援助成金特記事項

（趣旨）

1. この特記事項は、川南町県外からの移住者支援助成金（以下「助成金」という。）

交付に係る条件等について、必要な事項を定めるものとする。

（助成金の交付の決定の取消し）

第２条　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

1. 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
2. 次のいずれかに該当することが判明したとき。

　　ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員

　　イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

　　ウ　交付申請の時点において、世帯を構成する者の全てが本町の住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないこと。ただし、当人の責によらない滞納がある場合を除く。

　　エ　ア及びイに掲げるもののほか、助成金を交付することが公益又は補助金等の交付の目的に反すると認められるとき。

（補助金等の返還）

第３条　町長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正行為により助成金を受給したときは、交付決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

２　前項の規定による助成金の返還請求を受けた交付決定者は、町長が定める期限までに助

成金を返還しなければならない。